

高等学校学習指導要領について



文部科学省

初等中等教育局教育課程課

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等学校学習指導要領のねらい

「生きる力」を支える「確かな学力」

- 「知識基盤社会」の時代において「生きる力」を育むという理念はますます重要

⇒ 高等学校学習指導要領においても、教育基本法改正等を踏まえ、
「生きる力」の育成を目指す

特に学力については、次の重要な3つの要素を重視



- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の養成

⇒ このために、自分の考えを書く、説明する、議論するなどの
「言語活動」を積極的に導入

言語活動の充実についての学習指導要領の規定

高等学校学習指導要領 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

学力の重要な要素

～ポイント～

ポイント1★

各教科等の指導において、言語活動を充実すること

ポイント2★

思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語活動を充実すること

各教科等における言語活動の充実（高等学校）のイメージ



国語科：基本的な国語の力を定着させたり，言葉の美しさやリズムを体感させたりするとともに，
発達の段階に応じて，記録，要約，説明，論述，討論といった言語活動を行う能力を
培う（実生活で生きてはたらき，各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付
けさせる）。

言語活動の具体的な展開例 — 『言語活動の充実に関する指導事例集』

『言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～』

小学校版・・・平成22年12月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

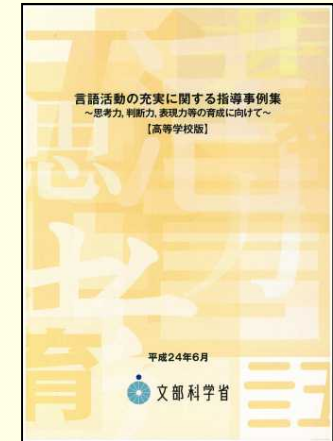
中学校版・・・平成23年5月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

高等学校版・・・平成24年6月に完成

(文部科学省HPに掲載(※1), 冊子として出版)

(※1) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/1300990.htm



【高等学校における具体的な展開例】

- ・ 現代の社会生活で必要とされる実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合う。
- ・ 文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて取捨選択してまとめる。
- ・ 授業のまとめとして、その時間のポイントなどを説明させる。
- ・ 課題についての自分の考え方を板書し、どのようにすればよりよい考えや表現になるかを考える。
- ・ 適切な主題を設定し、資料を活用して探究し、考えを論述する。
- ・ 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、表現する。
- ・ 学習の成果を互いに伝え合ったり、助言し合ったりして、新たな追究に向かう。
- ・ 自己評価や相互評価を通して、自己の変容を確認する。 など

平成25年度 重点課題

1 学習意欲の向上による基礎学力の習得

- （1）学ぶ意欲を高め主体的な学びを引き出す授業研究の推進
- （2）系列選択や進路志望に応じた継続的な指導の充実

2 思考力・判断力・表現力等、活用する能力の育成

- （1）発展的な学習の充実（SPP講座やTOEFL教材の活用等）
- （2）3年間を見通したキャリア教育や課題研究の実施

3 様々な連携協力による教育活動の充実及び実践研究の推進

- （1）地元小中学校や大学等との連携による教育・研究の推進
- （2）保護者や地域等との連携による多様な体験活動の実施

基本的な考え方

○ 活用する能力の育成について

各教科や領域において、課題解決的な学習や多様な言語活動等を、連携して計画的、継続的に繰り返し行うことによって、思考力や判断力、表現力等の知識や技能を活用する能力を、より効果的に育成する。



実社会で活用できる国語の能力（話す・聞く・書く及び読むこと）を身に付ける

国語

国語総合 I (1年)

Point

- 小論文において主題を効果的に伝える方法を学び、それを積極的に使って表現しようとする態度を育成
- 評論文を読解し、筆者の主張に対する自分の考えを効果的に表現する能力を養成

- グループワークを通して他者の考えを知ること、視野を広げ自らの考えを深めるよう展開を工夫



公民

現代社会(1年)

Point

- 現代社会の諸課題を自らの生活に即して考え、よりよく生きようとする態度を育成
- 多様な学習活動を通して幅広く情報を集め、相互に考えを深め、相手に正しく意見を伝える能力を養成

- グループワークやKJ法、クイズ形式やディベート、プレゼンテーションなど多様な活動を目的に応じ効果的に活用
- 家庭基礎との教科内容の関連に配慮



卒業までに修得させる単位数は、74単位以上

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。（第6款の2）
- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。（第2款の1）
- ・ 学校や生徒の実態等に応じて、各学校において、年間授業週数や週当たりの授業時数を定めることができる。（第4款の1及び第4款の2）
（標準…年間授業週数：35週、週当たりの授業時数：30単位時間）

高等学校学習指導要領について②

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
<u>国語</u>	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理 歴史	世界史A	2	□ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	□ ○
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
<u>数学</u>	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	□ 「科学と人間生活」を 含む2科目 又は 基礎を付した科目を3 科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
保健 体育	体育	7～8	○
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	□ ○ I を付した 科目から 1科目
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
<u>外国語</u>	コミュニケーション英語基礎	2	○ 2単位まで減可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	□ ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	□ ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3～6	○ 2単位まで減可

※「○」を付した科目は必履修科目を意味する。

高等学校学習指導要領について③

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための
学習機会を設けることを促進

【高等学校学習指導要領の関係規定】

- ・ 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。（第5款の3）
 - ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
 - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
 - ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修修教科・科目を履修させるようにすること。

学習指導要領の改訂のポイント

教育内容の主な改善事項

言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実

理数教育の充実

- 近年の新しい科学的知見に対応する観点から指導内容を刷新（例：遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像）
- 統計に関する内容を必修化（数学「数学Ⅰ」）
- 知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視（〔課題学習〕（数学）の導入、「数学活用」「理科課題研究」の新設等）
- 指導内容と日常生活や社会との関連を重視（「科学と人間生活」の新設）

伝統や文化に関する教育の充実

- 歴史教育（世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実）、宗教に関する学習を充実（地理歴史、公民）
- 古典、武道、伝統音楽、美術文化、衣食住の歴史や文化に関する学習を充実（国語、保健体育、芸術「音楽」、「美術」、家庭）

道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定
- 人間としての在り方生き方に関する学習を充実（公民「現代社会」、特別活動）

体験活動の充実

- ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験の充実（特別活動）
- 職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記

外国語教育の充実

- 高等学校で指導する標準的な単語数を1,300語から1,800語に増加（中学校、高等学校合わせて2,200語から3,000語に増加）
- 授業は英語で指導することを基本

職業に関する教科・科目の改善

- 職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善

重要事項

- 環境教育：持続可能な社会をつくることの重要性
- キャリア教育：就業体験活動等を含む体系的なキャリア教育
- 消費者教育：消費者の基本的な権利と責任についての理解
- 情報教育：情報の活用、情報モラル
- 安全教育：身の回りの生活の安全、交通安全、防災など総合的な安全教育

学校外における学修等の単位認定

制度	根拠規定	制度の概要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 （卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度